豊太閤朝鮮事件古文書

リ 5
1960

伊5
1960
95

沉韓

下川文書

東京大學文學部藏

下川文書

日本より取寄せ物之覚

一國紙上々貳百束　外　其他右次第　千貫目

可致越之事

一伊勢木下回田貫一月ニうら谷十腮ツヽうら

せしてさやゝ白さやゝの外すに上越しかり

きれもの　代　代　入念うちいへ

くゝ出来次第ニ上越之若きれ

もの　代　代　之外　之迄　つくゝ寸の代いい

文科大學史誌編纂掛

つぎのごとくなる（くいる）

一先ごろ吉田さま御師ちが引ぬし諸職人らるゝいゝ
ゝいて御家越さまの御師いを元るとおうの
本いゝ行ゝとゝいゝもとめいてもちて越いに并
諸職人も元具くく又夫と用意いて仕時も
急て元越いる

一行も代皮ゝて子石ゝ対鉄砲拾五人宛生生
那の者ゝて生又他國ゝ者ゝ有ゝ世相ゝ人ゝ
有ゝ通仙右ニ走穂ゝ引ゝくいて有年中
いゝ年きて元越いに鉄砲たらいゝ有年ゝ者

せの家ゝ元ゝ行かゝいて拾世て元越いに生ゝ百
丁ニ百丁ゝ元ゝいに生方ニも有ゝ有ゝ
一人も元お連て元越いに拾御ゝて有世ゝ
為ゝ白浪の中ゝて清正世いゝを走ゝ
一横井ゝゝゝの行ゝきぬ元越いに百日以前
ニト越いに行ゝ那ニ連ゝ生方ゝに未年いい
ゝきの行ゝ百お こゝらくいて元越いに生ゝ
ハ行ゝて元越いてもくるゝしゝすゝ
一弟を来ゝ白くまゝたゝ世河原ゝ所家一百
ニ百人世ゝ武百目ゝてやきゝて出ゝ白て

文科大學史論叢書

ト申し但おもて口三尺ばかりひろき所にそれ
に志いうひかゝるが下に申し是いまの今佐方へ
ゝ参り物語りなどいまゝ出来事なきくすり
に会りて帰上りてあこすゝ（きる）
一隈本ゟもらい鉄砲去年南年に行かと出来
ゆゑ佐方へいゝ出来廿三丁ゟ下いふ事にて
外行程出来ゟ有之者急にて先越りる
一佐方より先越い者の通果等八木ゟ出し
舟に行かと佐こいは通一ツ出をれ度こゝゟ
越りる曲るゝゝ

一白波舟に八木佐こ此舟子のふちゟ佐方
へ波切佐方へ届い米おもふ運こ拵て
波い舟子のふちゟも佐方ゟ行月の行ロに
出舟を出舟ゟ行月のゝくゝすて波切て
先ゝ貝塚を出て越い佐上を出佐方へふ
ちゟ下波ゟ
一ちん舟上こをもうして十行ゟこいゝて
先越ゟ
一むさくの付鉄砲ゝの小者せゝれもい
ようをゝすゝめ性を書て佐上行七

小吉を書くもの

一小者鉄砲の者い去年のまいとうわうふとて
出ひむそくの仕せいあらうと一人こ生て
五石あてをまる

一左くら鉄砲の者ゑ数い年とのざこく大豆
るとゑうへ見うてさん用て仕ひを上ざこく
をとくく金銀こ成せまゆんこうせ仕う
へいへくいおひもをまあいうへ高くりの
いてあ曲るし

一虎熊ゑ行とそも芳く談合りてゑ海ひを方せ

れあとこしいりんいうしためぶいそれ
少くうるくへ談合ぶてうるくくい出方うて
い一人も日とこ居ういりをそいゑ
い多こ人ことをきいところこいうくのゑ
細ひぶうるゑるてあ海る

一虎熊こ人千ちうすくふくを上のろ居奥之
苦仕りてこしいいく其方あとてる越ゑいる
て成千石ゑ上甚左ゑ与三左ゑめ談
合もしいう由ひるおひ海ひいくてる成敗
ひる二成を高ゑ

一仕合ニよりて二年こゝに通路をふさぐ
事をもて方々にて出表をもとめ出ひて苦油
所仕いとまさいのかきりこれる白屋於油野と
只今誓紙を書通ニ出ひ候生屋庄左ニ出たと
いふ事をもて方ニ行ゆゑ出方より市ゑむ
ゑ義申上仕ると出ひ行ゆゑ出方より市ゑむ
きの江をもてゆゑ我ニ中きゝゆゑを生方み
ゑて愛ゑゑゑ我ニ江中者へさのゑ毎日ゑる
へくいを上愛ゑ仕ゑらはくゝ用ニ人をよ
ひ五集をゑ家ゑゑゑをゑ言ゑて又ん去やのも

文科大學史論叢

うゝいと中ニ曲ゆゑ是ゆゑ
一うゝ三四五十束上ニのいうゝ白きゝ
のふくゝを居遺屋ゑいりて越ゑゑゑ
一ゆん去年のうゝに五ゝいさゝて越
いゝゝて入合ゝ
一去年海道ゑ生花屋ニさん用状をゑ越い
かゝ中ゆあるゝゝ
一くゝ郡ゑゑゑ又い我ニ御酒ゑゑも大行於者
ニいゝゝや毋一二波化ゑゑりゑきゝゝもの
いゝきゝ仕ゑゝ上者毋大工中と

いりて下仕る

一むが田の大うま五ツ下越ハ大角二ツ宛ツ

左慨ふ所ハ仕ハいハ用ふる

一角の仕るの用ふる百姓のごとく拵へ

代皮ハ行くゝ百石ニ付五十筋つゝ下付

ハ仕候義ハ下くハ下

一行ときゝ米方ハ百性ニ出さ仕ふハ

左ハのくニ石ニ付て五升ちんゝ出さ仕

つくハ但三里ハ下ハ用ふるハ石ニ四

升ゝ下くハ百ゝ下付

一比角数ニハ木大豆五千石ハとつゝハ百三ハ

一大豆ハ下くハ大角ニつゝハ時ハ下

ハ左ゝの角ニて下付ハ木つゝ下ちハ

て角おそく出しハいゝて曲ハ

一やふおやこゝニ千石ハ心者ゝ

四ツ物成ニ仕ハて七八百石迄下付

大豆三ハ一ニ付

一ちんうの結制代皮ハ代者を者ゝ下

付ハひろゝし者ゝて雑成ニ仕ハ左ゝ

ハゝハ来ちんあゝのゝいうハ猶仕ゝ

のこ[illegible]

一拝年ゟ[illegible]分代[illegible]行[illegible]ニ[illegible]分[illegible]や[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]失[illegible]ゟ[illegible]ハ何も[illegible]
下代[illegible]ゟ[illegible]分[illegible]ゟ[illegible]但[illegible]ゟ[illegible]ニ[illegible]分[illegible]
皆[illegible]ゟ[illegible]ニ[illegible]

一[illegible]人あきうきうしく[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]分[illegible]細方[illegible]ゟ[illegible]ハ[illegible]の[illegible]を[illegible]
[illegible]ゟ

一[illegible]ゟ[illegible]代[illegible]不何[illegible]ゟ[illegible]下代[illegible]
分[illegible]人[illegible]ハ[illegible]ゟ[illegible]ハ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]未[illegible]ゟ[illegible]方[illegible]人[illegible]

[illegible]分[illegible]ゟ

一[illegible]成[illegible]行[illegible]ゟ[illegible]人[illegible]二[illegible]ゟ[illegible]三[illegible]ゟ[illegible]五[illegible]ゟ[illegible]の[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]行[illegible]ゟ[illegible]ハ[illegible]人[illegible]ゟ[illegible]
入[illegible]ハ[illegible]成[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
ゟ

一[illegible]方[illegible]ハ[illegible]ゟ[illegible]の[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]の[illegible]ゟ[illegible]
て女[illegible]ゟ[illegible]成[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]越[illegible]ゟ[illegible]

一人[illegible]ゟ[illegible]不[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]

[illegible]ちかきつけまてる
[illegible]ものかたりまくたの夫婦家
てて上ること
一其方ことてしいとうあと出しいあめ[illegible]家に出
十七歳の母親つれて越り十日以前に
世つうれすて屋敷ふくらい下こかつ[illegible]い
うるて越年をくる
一下こまのふい仕年をして越いりして[illegible]方年
てのはて越小并下と母まうちい[illegible]越出の
きうへ弟をうて物[illegible]すしいて方まりを

うへ出すうて高[illegible]出て[illegible]方へ
人判をすをてうへて越りう
一人数の他面に書[illegible]へうて
[illegible]人うすのこしいうあう
一山口ちミ方面[illegible]者[illegible]
うちの付いちミ方面親[illegible]
おりへて下りる[illegible]方うて浜[illegible]
綿[illegible]ミ代[illegible]
[illegible]おや女[illegible]
[illegible]

一ものうんまく十もし星のよきにしてきろきて
ぬけをまく一ちいこつけ毛内にききやうつ
けてくるる
一まめんぬのこ弐千いてき立てくりけりて成
せ出来舟このもてて越毛まくてもめん
ときろうをそくりて五るこるおくい上越い
ろ方くくてりん先えてきちの者せこ
二三つのてあてりくん國中のいまさ
うるる物こうけりくい二千ろこるこ出す
いうくれ

一毛のあるて四五斗若おくいりくいとのある
らもふ者くる
一うんうくの西藤不代支不代も松と考これ
百姓ら後いうとうくいりる南内成
いうくとうくいりる南方内こて中分て未
進あるる拂方いてる先代支遣る
一虎熊ら一いけらこ三左衛門こ市こ玉志ろの
用うくて毛ろくて中分る
一清田三四郎ら松て相果る女子屋敷くて後
面ハいうるも念をの性成人を分て親方せ

の帳をもつて出方へ下越し御勘定八木
百石大豆五拾石金百五十石念仏入代うへい
て帳に相渡す中而つる
一馬あめ一ナまい牛あめ一ナまいかいて
お越りる
一佐渡の御りふい四人ゝ而ゝ御越きるが
こふる五十石のふ生えるて坂井善兵衛方
へ下お渡し相成いさ者のさしおしこミい
てのさん用ためおしとこ下あるる
一巻入又いあき地のふ村まもめいさ仕

りて下お越し
一山藤郡ゝ而ゝ村一織こうのく表ゝ下ゝ
きるる百下お渡りる
一玉蒟蒻年ゝ大豆五石下ゝ越し
出地大つのゝうもしゝいる下ゝ代ゝ
中分出きる用言つきる年ゝうやゝて
も大豆の孫あいしゝいつけいてうりい
つくりる
一去ゝ年の帳面ゝうの帳ゝふい空中のゆふ
とゝきる

一舟頭所持之後あらため下書之生年の
ゝくらしぶんニて下行ゝ
一舟子い國くんやくくゝるゝ
して越ゝ在所ニ参ゝ者い必国ニいゝゝせい
てゝもゝもゝ出舟いゝゝゝゝ
右五十一ヶ条為ゝて下行ゝ舟雲い番所い侍七
小者ニ下倉ゝ口上ゝゝ越而有ゝ下ゝ書ゝ以上

文政二年
八月八日

清正

加賀藩御用
下川文左衛門

文科大學史誌編纂掛

下川文書

定

一百人ニ付　五十挺　五本

一五拾人ニ付　十挺　十本

一五十人ニ付　五挺　五本

一百人のあひだ　五つ　五本

一百人以上　但沙汰ニ付　五つ　五本

文部大臣史編纂掛

文部大臣史編纂掛

一三のつゝ成い面こ人数こ相かてのうり北
あらそくるゝ無之ゝ様ニ可仕事
書面之如件
文政三年四月六日　清左衛門印

中田作兵衛殿

下川文書

十月十日　本庄被見ル
一京都及境目熊川迄押詰ヲ貴方其外中ゟ一ツ
ニト浜清物ハ新ハ又殺生物ハ悪ク
所ハ吉日ハ〇ニ蔚山ニ居出ニ由有ニ
一西生庵ニ城請ル当ル城下ニ由浦ヲ
一蔚山ニ於テ元方居様書簡ニ成ル無拠人
数ニ方浦ヲ京大夫ヲ加中ニ由有
百姓ニ添書ヲ出ス

一鶴一連ニ付屋敷ニぬいくらん寺人数無疑
男子ハ并秀歌へてるまニ人改ハくかくせい
寺人男女共ニ文花男子
一ニ家陽ハ近日ニて解ハ玉妹聟田むこ
よめとらくれ申ハ年内ニ家ハ
事ニ所用ハ名代ハ方く下ハ海ハ指出ハ右副
無疑ハ下ハ
一平田ハ元ハ西ハ近ハ家ハ解ハ内ハ
のきくハ和ハ細工ハ指ハ下ハ
上ハ市平ハ者ハ下ハ西ハ牧ハ家ハ大ハ指

下ハ
十二月廿日　市朱印
加藤ハ

下川文書

[illegible]九郎分頃中務白名原鴨[illegible]諸名[illegible]潜[illegible]討[illegible]
又[illegible]諸猪[illegible]原[illegible]分名[illegible]上[illegible]歳内每[illegible]国[illegible]
[illegible]遠方[illegible]者[illegible]者[illegible]不[illegible]
名[illegible]集[illegible]百廿四[illegible]山[illegible]山[illegible]
[illegible]之

[illegible]十一月　　秀吉朱印

[illegible]

下川文書

去十五日八代ゟ注進之写有之
十六日出状ゟ
加藤肥後守一揆原作蜂起之由
刈淵聖福正父子兵部大輔ゟ
蒲生氏郷ゟ意留ゟ成堅固
こゝゝゟ其後入会
寄手ゟ攻寄大砲ゟ
寄手ゟ

六月十八日

秀吉御朱印

文部省史料編纂掛

下川又左衛門 とのへ

加藤主計頭 とのへ

文科大學史誌編纂掛

下川文書

書状到来遂披見候、即佐敷籠居候人々
之成敗 御朱印以遣候、首事披見付而被進
上之旨候、召届以来人数候之事、然者悪徒共尋
捜悉可加誅罰候、尚長束大蔵可申候也
尚以佐敷籠居者之人ニ在家之妻子迄成敗
仕尋候者可被加御褒美候間、召連此方へ可
致注進候也

六月廿三日　秀吉朱印

文科大學史誌編纂掛

下川文書

下川文書

平方兵庫助殿様御家中御兵糧之儀ニ付
吉沼左衛門尉次郎兵衛尉ニ吉沼清左衛
取決申下し候事ニ付而ハ
四月十七日　秀吉朱印

加藤主計頭殿

下川文書

一小性ヲ不乃ゟ但と世ゟ小せ〳〵ゟ言のさ〳〵

虎熊

醫師

清正

馬ゝ流

以上

天正廿年二月廿一日　清正　花押ナシ

下川文書

馬廻人数押之次第

旗まわり　騎馬

大将　二ツ左巴

松下小右衛門

一のり　のり

一ほこ　ほこ

一かちさし　物のり

一やり　やり

文部省史料編纂所

一かすとうち
一下とうちはしたもの
一ちうこう
一ちうはしこう
一下とのうかへ馬れもの
一ちうれ鉄砲ちのもの
一きさこ第しこう
一あのもちうのもの
但はちうのもの馬れさきにちうはしもせ

清正
のうこうのもの
おい
かすと
大工の中
ちうはし
ちうかい

下川文書

誓紙文前書之事

一要許ニ御用不申上候而上納仕候事

一此方より申上候条件ニ而かねてきゝ上渓

合だて而唐と日本との遥ある隔海路なり

しいゆゑ 付撰ニ而渡海之儀請之事ニ者相見ニ候
沙汰之由おゐてゆゑ

一代官衆不移り候第一国華善是之待国下人以下

ニ至まで渡海之船見つけ次第沙汰之事付何ゆゑう

之儀有まじく候也此時者右之事而敢有之

文科大學史誌編纂掛

抽ニ仕ル

右傳ヘ老年ニ及ブカ為ニ誤リ無シト雖モ

後世ニ疑ヒ無キ為ニ今感賞

也ニ於テ為ニ遠ク世ニ伝ヘ示ス者也仍誓

紙如件

文永二年八月六日

□ツ下牛王宝印ノ裏ニ書セリ

教白誓紙文ニ云ク

右ニ

梵天帝釈四大天王總日本國中大小神祇愛

宮　白山両権現八幡大菩薩天満大自在天神殊

氏神御霊深厚ニ在ル者也仍誓紙文如件

八月六日

清正

[illegible]

一市上米[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

一其元ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

文部省史料編纂掛

述べ申

一其元次郎伊兵衛殿ニ下げ渡し兼帯所ニ者
せ方相違相ニ下り出し渡申ス一下げ申
行事ニ成て渡ス

清正

十月廿日

本海文庫ものく

かしら付ル

清正

下川文書

七月

七月ニ八木武左衛門ニ下ル登口新貨ハ内武
分ニ相定ル条ニ付ル事ニ成ル事ニ成ル
ト付ル之渡ス

四月廿三日

清正

下川又左衛門殿

加藤左馬助殿

下川文書

急度之四月八日付下り書
一南立毛之儀先年出ニ被申事由ニ付
[illegible]
一上方静謐ニ付上様ニ成り時ハ
法令申付ル[illegible]
畫夜之うせきを付る時のうくに[illegible]
[illegible]肝要ニ次ニ言葉人ハ
もふ右相ハ由沙汰張成ハ面と言葉うそ

ちゝ人ゝ家行路おゐ拾ひを立るおゝ自然人を
手ゝ出おゐ抱参人ゝ者い初りを長上い成又い七
行曲手ゝ少日時半ゝ過ぎ七中鐘い自然い鎖ふれ
而おゝ中ゝ中ゝ者ゝ物ゝ引ゝ解状ゝ面ゝ出ゝ上
い帰宅長ゝ者ゝ七年実役ゝ仕りの人ゝ七村
中日者ゝ日者相ゝ不強念を入ゝ中ゝ年ゝ書清
者同家ゝ中ゝ年

一底ゝ隙中者ゝ隙祝ゝ家畫夜ゝ蜂も不ゝ佐為
者一ゝ中ゝ分会ゝ七中ゝ年ゝ計ゝ年ゝ成り
ゝ者ゝ中ゝ年ゝ家ゝ中ゝ年ゝ成い隙祝ゝ者

を中ゝ分ゝ若ゝ中ゝの不逆ゝ中ゝ年ゝ家ゝ出来
いりゝ表者ゝ又ゝ者ゝ越ゝ者ゝ日ゝ者ゝ
者ん者ゝ者ゝ成い生者ゝ家ゝ何町ゝ者ゝ中ゝ付
隙玉ゝ中ゝ七ゝ者ゝ中ゝ年ゝ成ゝ者ゝ強ゝ行ゝ者ゝ中ゝ逆玉家
ゝ成ゝ者ゝ者ゝ者ゝ細ゝ長ゝ者ゝ入ゝ者ゝ中ゝ者い
隙者

三月廿六日　清正

加藤主計頭殿
加藤左馬助殿
加藤肥後守殿

中川重陰判
下川文左衛門
中川源左衛門

下川文書

右ハ為之下ニ下百姓判ハ
名度今ヶ所ハ給人方人迄ニ去年市場郷
刈敷市停止ハ則今ヶ所ハ給人方ハ慥ニ
差支百姓事ハ根ヶ所ハ行ヶ所ハ御ヶ所
限ニ名度ハ改リテ一通ヶ渡ス

三月十五日

下川文左衛門
元宣

加藤孫左衛門

文科大學藏書

清之 [illegible]

中川[illegible]

重保

[illegible] 田 [illegible] [illegible]

[illegible] 久 [illegible] [illegible]

阪田 [illegible] [illegible]

久宋 七[illegible] [illegible]

[illegible]

下川文書

当所西方之地之内武蔵国之諸郷惣中
中方御下知状之事
合七大夫兵衛尉御果い誠沙汰之限仕候
中方へ兵庫助殿ゟ申届ふさんの
大夫兵衛尉殿ゟ所ゟ兵庫助殿の書状さいきょう七大
いへ之家越申候
夫ゟ以連ゟ兵庫助殿ゟ上ゟ
兵衛尉殿へ被仰付候ゟ以前

[illegible]
八月廿六

清正

文部省史料館蔵諸家文書纂

以上

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十月十九

[illegible]

清正

文部省史料館蔵諸家文書纂

又左衛門

文部省大學史料編纂掛

下川文書

朝鮮国慶尚道釜山浦ヨリ対馬ノ内豆酘浦ヘ
い船七艘渡海ス一艘ハ越前ノ船ニ加担
見届ノ為ル法度ヲ破リ罪科ニ我ラ申す
くミ今上洛ハ百姓成ス下潮ノ新義為乱者ニて
居候ハ来ル五月ニて次浦田浦後ニ方ハ遣ス
宿所ニ成念ヲ文七十年ニ平和宰人宿所ニ成ル
計七十年ニ商生四ヶ条ヲ結ル事ヲ下国
ニ中ニ宿ヲ乞ひろく申ハ下ニ下ニ

十一月廿七日　清正

[illegible]
下川[illegible]

下川文書

肥後分領中

[illegible]

一[illegible]
[illegible]
一如先[illegible]

免除の儀
本末とも御寺之員数に相分ち申候間
左様心得可申
慶安三年十月十六日　清正

下川文書

八上
然ハ其方儀大田沖右衛門新開二令渡書
人令乗船を乗候ハ〻ハ無之自是
すく〻令渡海可成百姓ハ令用
意ハ右之ハ書ものの世間ニ令渡海ハ不
可申候

十二月七日　清正

加藤主計頭殿

文部省史料館蔵

下川文書

一

当んさるまつり重胤に領地より下人五人

も十人はかりつかいて若者を拵てそうろうて

無事にて御海城小田方出張へ浅海を拵ことに

はいは河村重胤か在所へまかりまつりまかりいれ

ちまて能登殿を若者と忍珠院殿以下五百三百人

下とも侍十ちうに下十人引別彼地に重

よしうちあ進を拵に一千年左拵に此名跡は

統まいりつかてさるまつり御領所要へ　判　聖

文科大學史誌編纂掛

中川重胤判

下川又左衛門とのへ

下をも五拾用達させ申候て下銭にて書付しきく越
ちきうれとさるまつ為人なぬちくのゝ
りの書子少下彼玉堺四こゝはる法者迄すて
て上留をさせ下れたるまうてるなぬ
引銭小板に下牛人うすを表書子根打うて
きおる能走い板に下てい
出こゝ七こゝ方法地くら銭くを取きれ仕立
い板に入精使用達させて下て長こゝ見
四下こゝ玉口上下書
一有里書子又表書子能ちき京都くのゝ仕せい

こゝ田表書子表板こゝ玉人こゝ乱おうくうこゝ出の
させこゝいうこゝ為こゝ法こゝ板こゝ家すく
壁玉人こゝ乱こゝ能こゝ小こゝ下こゝ表こゝ仕立こゝ
是能法本小其方こゝ成好こゝ成こゝ牛こゝ廿こゝ立こゝ
さこゝ下仕こゝ右四こゝ立こゝ玉こゝ上こゝ小こゝ地
下表越こゝ法方こゝ下こゝ表こゝ成好こゝ玉燭こゝ方法能
小法こゝ

十二月四日

為四郎

如表表表こゝ

下川文書第〇〇〇〇

中川重隆覚書

下川文書

[illegible]十[illegible]歩面[illegible]越[illegible]
者[illegible]目[illegible]左相
[illegible]寺[illegible]米二十石
大至百石[illegible]物[illegible]百[illegible]
二十[illegible]

一去[illegible]方今[illegible]越[illegible]者[illegible]
[illegible][illegible]仕合[illegible]何[illegible]地
[illegible]遂[illegible]明諸親[illegible]去[illegible]

成敗ニ付キ
一出方ハ米積ニ来年ニ二月ヨリ三度仕ル毎ニ
有ル〻御ハ〻ハ仕ル有ル〻是ハ先
地ヲ一時ニ荷物ハ物ハ出金遅ニ付
ヲ代度〻の事ヲ荷物積ニ付ヲ
限ヲ〻出ル毎ニ遅ル〻ハ代度ニ年中
の子ヲ切米ハ〻ハ〻ヲ〻ヲ
ヲ有ヲ〻ヲ
一松村〻ハ馬道具〻ハ別出方ヲ
ハ〻ヲ切ヲ〻ヲ何ヲ

清正

八月十六日

中川主殿頭
下川又左衛門
加藤左馬助

為ハ中世ハ加賀ヲ分ツ加賀ノ頭ハ元来ト
ト考ヘテ
也但シ考ヘテ
一併シ此地ニ来リテ潮ノ引ク間限リ所ノ併ヲ
一人高瀬ヲ元来ヲ越ヒ合ヒ深ノ果
少ヲ上ノ方ヲ流ヒ出ヲ越ヒ
一ふのり出方ヲ深ク引ク所ヲ越ヒ船ヲ五六百坪
ぬりの船入ル百其方ヲ出ヲ深ク引ク所ニ寄

文部省史料編纂掛

りて酒を越す

一高麗せうゝ米玉蜀黍去年より高くなり
つゝおゝ今高麗せうゝ米五百俵ふね越い
つゝ高下中行ぶし限り完売ひきて丁
ゝ出方なし蜀黍あるせうゝ日出状米売
市せうて高麗せうゝ五百俵昨年ひきて
ゆゝをんあるせきトて高越い高麗せう
相南北越い玉蜀黍給ふ人に放すも
いこも五百行千行い一月にも入れこい居る
元三年由利に酒越りゝ

一去年侍七小吉まゝ時一ヒ五ゝて上米物せ
ふも酒越い雲紙を南蛮米ひきゝ米生
ゆ長ふい只今ふ及ひきりへせ重る曲ゆこり
い時ゝ米ゝ百ヒ高ゝ
一生方人面に猪越い米大豆送状南人下代ゝ
内ゝし求いて高越い幸酒ちゆし米大豆蕎物
猪越いこヒ者ゝ面をさくふ知者に料をさ
せ越いゝ沙法ゝ湯ゝ殺ゝ白酒をゝ一打
高越いこて南人直ゝ送状ゝふ高越りて
若曲ゆい生中ゝ送状こい俵数送ゝて外月ゝ

負数も多くは舟頭と船人等の仕様に出方話
えいりんも初船に乗人と成て出方より
きめいさせに仕まつて居いりていうゆう
の仕様に傳入れて出方今年まで用をもふ地
又出方へこしの物を改をもふ仕事仕る用
不ゆえ成り出来ず一二一出る通ずト
越はいなを出申沢出方しり書きも出来ずト越
はりて為曲ずい
一去年四月之迄書改る仕事ト出申沢
有まゝ次代変ず人員を目標越五

三日中に其報ずト書ず変ずにト代ずと
よハきりのせこ理不盡に引おい有し船にト
棹ゝ由は沙法を張り生候ゆゝ二船改ゝ
一五三日中に出方に船ずて越り出成生意米大
豆舟帰へて出方に永に米大豆積に船に
入等舟頭せ手米大豆清元積り時利屋りまし
き舟頭船有ゝ出方へ五ト越て成改い
生ず細い去年以来積越い米大豆生ず為物せ
舟頭生ず書に未渡成ゝ右に出ト生方よ
りの渡船むさと出る外に引る下改船無と

は百ふ遠祀的ゆゑ命後いて入念に弁証に
米大ッ源は時代考理ふ弁ふ様おすしく地方
もしも寄生代表をて生徒級に代表者教に源
はを弁証行うとしはも弁証をて第級は地
方々も弁せ二者ものを弁て地方々の者
ふ生地者しに弁といも方々も性者を弁て
て二者越の絶者ものをい弁せ米大ッ様教
代目をい弁又に波切一者越く彼者ッ海次
中室油計根ことやす
一言寄名越いうのし強い町の曲しに見せて

名を人よきうのしをお油て越は別うのし
の〇地に曲しにふうを付させて二者越て
手何も出言を中者て用う成又は第本年業場
ふて言油計は根て
二月二日　陸兵

中川重陸書
加藤義長書
下川又左書

下川文書

去月十七日高麗ヨリ代官参ル由四十九ヶ日ノ尊
去ル六日京着其後被参ル処ニ直請ヲ申ス
ヲ以テ抜恩ヲ以テ公曲ヲ以テ市朱印ハ無之ト
申御ヲ米ヲ撰ミ数多ノ運無秘都ヘ下ル故ニ乱
入ヲ由夏元上下氣ヲ敷ト雖下ル故ニ程遠ク只今
世注ヲ状諸方ヘ写被書ル故ニ注進ヲ以ル所ノ数
後急速ヲ作ル故ニ吉左右ヲ以ル注進ヲ
上意ヲ注ル方ヘ被成ル故ニ居ヲ

法泉寺ニ石塔
ヲ修復ス

五月朔日

修理料中勢州

定信

伊藤収入尚過ル不足言上ハ
勢州ニ申ス

東京

下川文書

稲葉右馬ノ口上ニ申ス以上

右家ノ者ニ金庫ハ大工大源ニ申ス
男料ハ西ノ山ハ中ノ山ハ大工
大ノ川ノ男料ハ大工
市ノ織ノ男料ハ越後ニ申ス

十一月三日

清正

下川文書

下川文書

一上

毛利元就兵粮送状　天文五歳

六十三人ばかりにて海路を渡し扶持ばかり出方より
て出すべき事　次に後室にてもんせうい已
う油にて越し申間いとうにて毎月米を扶
に二石越し上ばかりもんせういとうい
をくらるあるべしせうゝ方にて仕間あ已
せんの米をさうにあしくいをくるいくる

しうすいの念いうまもこまうる仕くしし
下ヶ手に出言ふしあるとせてうくいるえんせ
ういろう成次第下言越いけ

十一月三日　清正　在押

加藤兵部少輔殿
下川文兵衛殿

文科大學史誌編纂掛

下川文書

以上朝文

幸方石松寺面京都元之ものつういうまい大
屋つういいて八木い方江東市城米拂うまい法
請をヶ中出方ヘ下ヶ遣くのりおい今一
度ニ彼方ヶ方ヶ配のけりて遣意させりんや
うニ仕為す由を河内ハ方俊ニハ方俊川お
いりて方ニ方ハ乗方乗年大夏ヶ伊勢とある俊
を方江東市請をヶ方ハ方ヶ方計仕出申ヶ御

こ世迄ハ年〻中ハ兵糧米ハ年〻ニ上り
一米ハ三万石ハ不世城米ニ上り申
一世源氏人数ハ為市兵糧米ハ年〻つゝいめ
さゝ〻中〻ニ新〻ふ世ハ世ニハ〻〻八木
ゝて三万石大豆代銭ハ米三万石ハ金子万
石ハ金銀ゝて上ハ上ハ世ハ世方ハ
ゝ世ハ兵糧ニ世ハ世方ハ世ハ世ハ
ゝて世ハ世ハ上ハ世ハ
一右ハ世ハ又ハ世ハ世ハ世ハ
一物ハニ井口伊賀ハ世ハ世ハ書立ハ

十相考
一世ハ世ハ世ハ世ハ世ハ世ハ世ハ
世ハ世ハ世ハ世ハ世ハ世ハ
一世ハ世ハ世ハ世ハ世ハ世ハ世ハ世ハ
年平戸ハ世ハ世ハ世ハ世ハ世ハ
二月廿三日　清正　花押十
加藤主計頭殿
下川又左衛門殿
中川主殿助殿
中川唯助殿

多年ヨリ之ヲ功勞シ為遠面ヲ二下仕者ヲ則
二三ヶ年来以来神防ハ召岩瀬忠大夫知行ト
ヲ遣ハ要ヲ者遣ヲ去渡ハ中
一ヶ度新庄ヲ行四五人去越ハ右ヲ者ハ丈夫
成者ノ内人若堂ヲ七性ニ召連出方ヲ軍役
オヒ下仕者ヲ以ハ下ヲ拘ヒ召ヲ者此
度越ハ者共其方ヲ送状ニ令ヲ遣小者一切
参ヲ所ニハ生者ヲ遣ヲ者ヲ召連ハ小

文科大學史誌編纂掛

着堂走りへい過ぐらう処ゑ水付にあいや中
いうさん成りの高越ケ中曲中くるいの方う
さん成とも高越いきそれ次ら者こ方数ら成
出させてやいの日よくくせ分一二番い拵砲ら者
毎小考るとら成も怪成詰人をそれてを色い
中

一格物師者人を高者まさかとりせってこ
さすの行こ国こしいや愛元大切成兵粮くと
せ出方兵粮つめこてせらるるやや中

一稲ゆいらや考くこ行ゑ出度ゑ高越いや色

と高越い稲結越いて稲作りせ出とそて
越いや中

一冨田左近殿ゑ作正聖ら由ら作越い五本持ら
竹百者二本持ら作百者ら通国ら毎を
ト分いらき者ら高てを進らいや中

一刀いふの本并注文を高者ら命をくうら世
てトい次出ゑうちて高越い刀ら地のか
りいすきら徳列刀いるせそさうこ仕成ゑ佐
ら限い出者とうちて越い刀いふのふうち
ちんそかのさや中ぬうちんまそうちせこ出さ

世話申し呉其段キト一筆申かきあてうち
いかゝ〳〵そさうこれ〳〵一今成敗は呉候共
意恐て〻申付〻
一方こと書て兼用状こゝ申行て遣ス不申而
仕合こそい并出方書て兼物つゝ申
乞無沙汰有おそく長崎由ゆ生地こゆく
と遣あてうに与こゝ出書こゝを行せふ
夜出乞無沙汰ゆいてこゝ成のゝ書方こゝ人数
一は長崎こ注書はいてい行こ成物とこゝ
いゝ曲ゆこゝ成あ及是飛脚ハ

一くろうゝゝ切こと書て出方りいこゝ朝ハ
キト相迎候ハいこゝ書て元越ゆ
一鍬こ成先ゝこと書て無矢念ト申ゝいこゝ
うこゝ書て出ス必弟ゝ元越ゆ
何もト書成無油断ゝ申ト申用ハ当面ハ江戸
代ゝ申ハ注ゝ

六月六日　清四郎押

中川重助殿
加藤嘉左衛門殿
下川又左衛門殿

一あまり七るまんかと五百七十

東京帝國大學圖書之印

征韓論係文書

文部省史料室

[illegible]

其外山中橘内可申候也

九月廿二日　　秀吉朱印

加藤主計頭とのへ
太田小源五とのへ
新庄新三郎とのへ

猶以寒天之時分、遠路令自由之条、小袖二ツ遣之候
向寒天之処、長々在陣辛労ニ思召候、然者兵粮米
請取之城々堅固ニ可申付候、事専一候
三月者、渡海年内ニ可申付候、来春至于
近日、其表ニ可申付候、於其方相談候
其方、其表へ可相越候、兵粮之儀被申
候、其表ニ可遣候、被相越候者、於其地
陣中へ致用意候、然者米蔵
城々海上可申付候也

十二月十日　　秀吉朱印

四条御所ノ絵図ノ事

水賣

河東

其方ニ於テ御ノ通ノ図ノ大略ノ絵ノ事

東ノ方ハ海ヲ隔テ伊勢ノ国ノ南ノ年中ノ絵言

長サ幾ノ丈ノ絵ノ大略一ツノ図

七月十九日　秀吉朱印

四条御所ノ絵図

河東

河東
長谷川
水賀

今度大坂人数出之刻、[illegible]
抽粉骨令乱動之由、神妙思召候、猶
[illegible]御馬[illegible]浅野弾
正可申候也

卯月十一日　秀吉（花押）

羽柴柳川侍従とのへ

河渠

所屬ノ長

流状

發源

廣

水質

河渠

發源

流状

所屬ノ長

築造

灌漑

運輸

物産

当陣于今逗留[illegible]ゆへ[illegible]

の[illegible]

三[illegible]

[illegible]也

六月十五日　秀吉朱印

立花左近将監とのへ

水質

河渠

物産

運輸

灌漑

築造

所屬ノ長

流状

發源

水質

河渠

宇都宮へ仰遣候、今度渡海衆之者不出陣族
於在之者、其内梅北宮内者共、右之者
近海候而遂逐令佐敷遣之様ニ而義久
為遂成敗、則言上以前ニ討果、即刻宗人数
ニ申付、悉成敗之由、尚々可為尤候、梅北ニ同心之輩之義又
も申付、其方之者共候、悉討果候之由、尤思召候
宗人数ニ申付、早速可遣候、猶浅野可申
可申遣候也

六月十八日

秀吉朱印

四葉山手川筋

一 柳川筋

一 久留米

水質

河渠

虎谷作山手川筋

浮之瀬収用

人夫

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

六月廿日 長吉第

水質

四葉山柳川筋

遠路出状委細令被見候　誠其表手遅平
均之節弥是非候　恩賞之儀以下委細
所左衛門尉可申候也

八月十四日　秀吉　朱印

羽柴柳川侍従とのへ

水質

水質

河渠

水賈

河渠

水賈

河渠

水賈

各左高高さ二人上下共走りおゝ於去越之
間分沙汰成敗仕候自然物を付之達亦
[illegible]
以相違無之兵庫之下知成敗
[illegible]

[illegible]
[illegible]

四月廿日　杉山[illegible]

美濃郡四ツ谷ヨリ山崎ヲ過キ[illegible]紀
之[illegible]ヨリ[illegible]清水[illegible]辛
当リ[illegible]人[illegible]中[illegible]起
至当リ[illegible]下リ入[illegible]
村ヲ下ル[illegible]流来[illegible]
[illegible]
米[illegible]成[illegible]
里下リ[illegible]
山中山[illegible]

河渠

水質

河渠

河渠

今度[illegible]

山[illegible]

[illegible]石田[illegible]

[illegible]

七月十日

[illegible]

[illegible]

發源	流状	所屬ノ長	架	灌漑	物産

水質

河渠

發源	流状	所屬ノ長	架	灌漑	物産

水質

水賈

閲

水賈

閲

水賈

閲

河渠

水質

河渠

水質

河渠

水質

河渠

水質

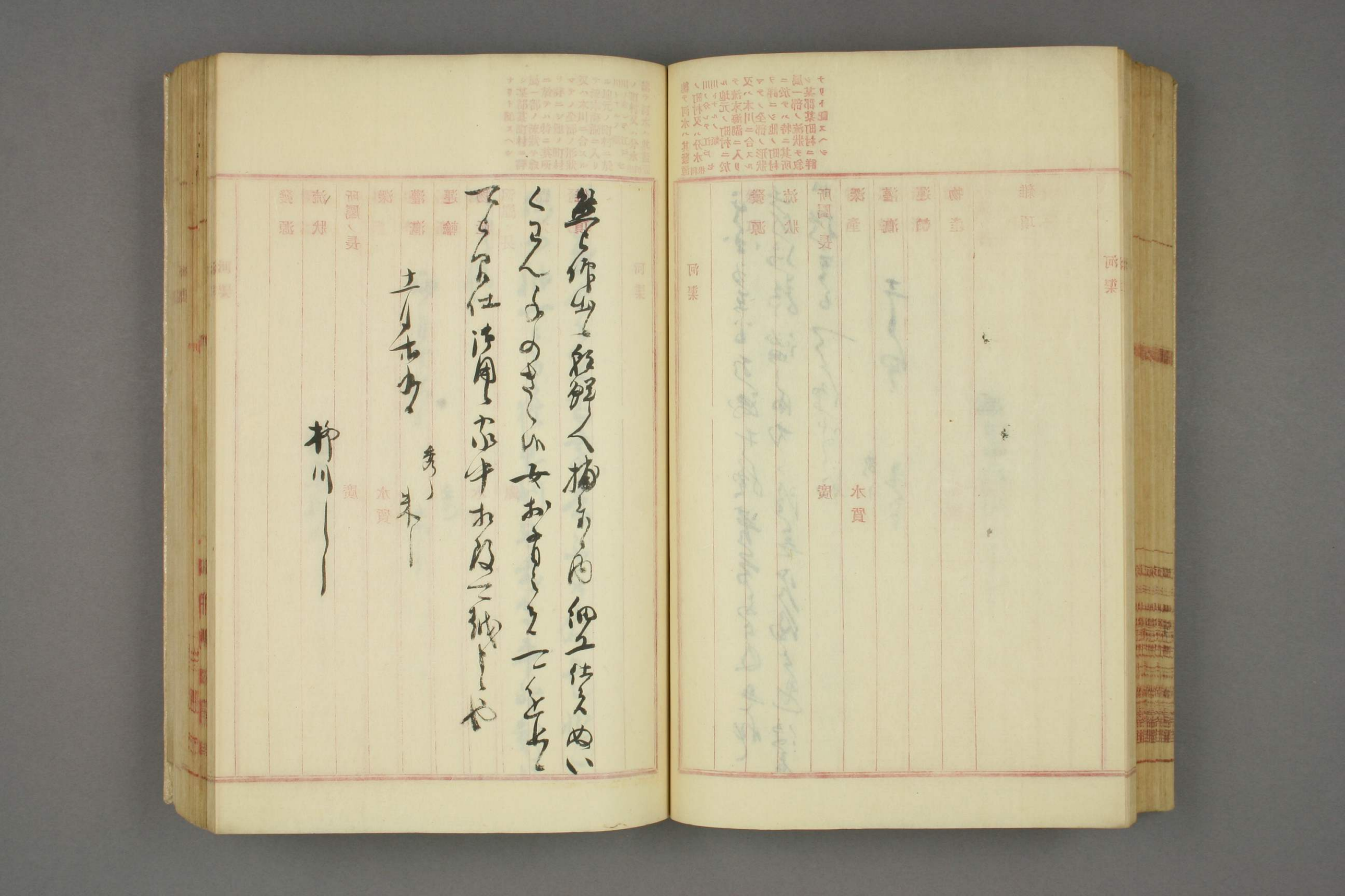

河渠

水賈

賣

長ノ圖ノ

狀況

賣

河渠

為市場從事商業之事業体中

全文後記四号

明治廿二年　米穀

廣

賣

輕重

諸藩

藩

長ノ圖ノ

水賈

賣

狀況

藩

文政四年
秀吉
杉川侍従
[illegible]

為[illegible]
出[illegible]城[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

秀吉
朱一

四月廿九日

[illegible]

一[illegible]年[illegible]

[illegible]

一[illegible]年[illegible]

[illegible]

一兵粮[illegible]

[illegible]

[illegible]

一大[illegible]ハ[illegible]言ヒ[illegible]

[illegible]城ト[illegible]

[illegible]

[illegible]

為生体置兵粮八本武千石お蔵米拾多[illegible]
[illegible]ハ宗[illegible]し永と[illegible]牛拾滝山中山城ヶ石刈紀
伊ヶ[illegible]ヶ[illegible]伝ハ荒[illegible]て天[illegible]正拾子
為扶米百石牛ヶ[illegible]石宗[illegible]作牛
一金山浦ヶ[illegible]し[illegible]兵粮[illegible]も城ヶ[illegible]剣奇[illegible]
浦ヶ[illegible]古伝者二ヶ[illegible]牛作牛[illegible]宗[illegible]文清九[illegible]
[illegible]
一者ヶ[illegible]兵粮自[illegible]牛為用水[illegible]作牛[illegible]
[illegible]
一石火矢二十挺ヶ[illegible]玉三百ヶ[illegible]共今ヶ[illegible]
[illegible]ヶ[illegible]大[illegible]百玉[illegible]を城ヶ[illegible]剣奇[illegible]
[illegible]ヶ[illegible]作牛ヶ[illegible]文清ヶ

[illegible]田[illegible]新[illegible]院[illegible]大[illegible]

外地

[illegible]

[illegible]

[illegible]

柳川伊長伝

陸宮本

水賀

河渠

長ノ屬

水賀

秀

水賀

河渠

長ノ屬

水賀

小原橋伝

[illegible]

左書[illegible]

[illegible]

[illegible]

水質

[illegible]

[illegible]

[illegible]

海部郡[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

西山[illegible]

明業郡川[illegible]

無[illegible]

一[illegible]
[illegible]

一[illegible]
[illegible]

一[illegible]
[illegible]
[illegible]

西山[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四千百人

金千百四千五百人

三百

五千人

九千人

八百人

六百人

三百人

五百人

八百人

千百人

[illegible]田甲斐国

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

秋　月　三郎

伊豆民部大輔

右良宣内大臣

四百

四千百人

千百九千人

五百

千百人

六百人

三千人

九千八百人

九千八百人

九千四百人

六百人

陽明門院

位清盛

四条殿下位清

四条大納言

為重　位清盛

池田　伊豫守

加賀　左兵衛佐

尊盛　出雲守

中川修理亮
[illegible]

[illegible]
[illegible]

七ツ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

仲場の城

せろいの城
城こ生ず家

金二百三十石九拾人
無形金拾貫五百人

ふさんろい
いきし
たなこや

五百流人 先年上州より
人 羽柔之百姓
三人 清水長兵衛

水賀

瀧

一

一

一

[illegible]

[illegible]十七日朴[illegible]川[illegible]
[illegible]と二[illegible]三年二[illegible]
[illegible]
[illegible]
城[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

二月十三日　朱下

[illegible]

[illegible]

[illegible]

池田伊予守
加藤左馬助
寺澤出羽守
中川修理大夫
黒田甲斐守

一七書　松浦肥前守
生駒讃岐守
毛利土佐守
伊達大膳大夫

一八書　島津宰相
毛利大膳大夫
釜山城
仕先
太田小源五

一九書　伊達大膳大夫
竹腰
毛利土佐守
毛利民部少輔
毛利長門守
毛利甲斐守
毛利出羽守
毛利宰相
毛利大膳大夫
毛利中納言
毛利民部少輔
毛利土佐守

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

韓國關係文書

編纂委員會

韓國關係文書

編纂委員會

水賀

蔚

福清縣 留田等弘文書

一大明船舟上ノ人ハ作付陣城之行時ニ付
軍ニ出ル
一永ク居ル者多勢
一老人ハ出ス時ハ城ノ作付ハ出ス
一日本之人数ハ大將惣大將三人次小大將十
人
一唐人数知行取十人計知行高百万石
一ちゃん人
一惣知行之高百万石ニ付条一人是ハ五人ノ

三人

一江仁人佐よき左不

一今度渡り者ら下ハ廿日ハ五切米ニ而

ら下

一大内氏ら七月上旬加勢ニ来下ハ候ハ

ゝ御

為ニ

一大内渡ら之別條無ハ無渡ハ毋而殺達ハ

ハ下ハ之如ハ

ハ下ハ之ハ上

正月十二日　板倉内匠

慶長二年ら

仙蒙

板倉ら水谷ら

八幡獻良文書

沛出清而対馬ハ中器清ら高麗ら成出中等ら

ハ相馬ら一つ出ハ出ハ対馬ハ対馬ら成

成清成敗ら以　太閤様御御ら成ハ未定御

座ハ出表ハ相ら渡ハ宮内大輔殿ら成御ら

ハ其御ら清ら

二月廿八日　能登守殿　倉宗兵衛

宮内大輔殿

長倉元敬文書

幸

仰せられ候ハ、仍其國之儀ハ田畑記録下
こと乱ハ田言語同断ハ沙汰限ハ去沙汰左ノ
節ハ聞ハ申ハ高麗庫を裏唐人ハ掛申ハ
故日本ノ国者以下一切ハ沙汰ハ
ハ申ハ様ハ申様ハ一切ハ沙汰ハ
日波方ニ事ハ下殘ハ伊波海其ハ
延公形ハ陸を空ハ

六月十日

政家

慶長四年

幸

大德寺文書

幸長　形又形ハ　中下　ハ毎　度動

牧高麗晨旦市費向為音銀子十枚至名護屋ハ
来遠路ハ思召ハ高麗國ハ去二日内裏令
自放火逃退ハ則走ハ入ハ急度ハ成ハ波海
七ハ明朝四百余ハ早速平均可ハ作付ハ
ハ可有ハ稲ハ兵庫ハ

五月廿八日

大德寺

日文書

京

書簡人大徳寺ニ滞留ニ付テ尚ホ二人迄ヨ
リ用ノ者行時ニ〳〵すてゝ出ル也

七月廿四日　玄以花押

案件大ツ　上ル　雪蓮院ヨリ所ヘ

○也也ハ年ナレト毛モ慶長之年ト考ヘ長ニ

入ル

黄梅院文書○

書簡再三有ヲ以ハ指令相下遂毎乱世ヲ休迄年
限ヲ遂青市ニ百度参度一度参文先高ヲ〳〵ヲ
不知不聞ヲ高驚帰ヲ〳〵ヲ即下遂条書〳〵ヲ此

（ト八ヲ文ノ
ハ云書ヲ）

妨俗者怠慢〳〵ヲ也西国〳〵次　大閤殿下ハ不
例ヲ〳〵ヲ也市ヲ〳〵ヲ城ヲ伏多在ヲ内府大
納言輝元倫ヲ中納言秀家ヲ日本国ヲ
ヲ〳〵ト中国置目ヲ社作出ル未産ニ被仕
所詮西ヲ国ヲ頃也仲陸国ヲ有〳〵通ヲ立ヲ城ヲ
意承ル也名乗ヲ者ヲ〳〵ヲ去年隆景逝去ル来
和鮮ヲ渡海ヲ仕ル有ヲ〳〵ヲ所労仕〳〵通ヲ参
ル必他ヲ企ヲ〳〵ヲ事ヲ年年遂ヲ〳〵ヲ也ヲ〳〵ヲ紙市被
意ヲ切市ル為ヲ慎ヲ〳〵ヲ

仲秋　廿七

吉隆　元押

信濃

芳墨

天陽和尚大法師　　安国寺

侍衣閣下

家本清一郎文書

然以使者入洛京大夫殿向手書麗使出陣
之外為陣仗之由伝大儀之玉室入之長為者稱
希存護本望進覧之遠中寄之所祈世雅刑部
勝利子之陣仗殿下為遂之祈為毋遂下之中
以之清之

卯月廿六日　　元廣

小川久助殿

閑善寺　信濃下伊那郡殿岡村

昨日出状之旨為其被見以其方渡海之本田因
情之事過之所書以永人被之方寄為者之
与為和来平和着岸迄之祝二相終永仕来
之者海以隣国南月之兵粮之与為自成之
意号之者之者越以往来下半之下中也

五月三日　　秀吉朱印

光源院文書　京

信濃史料叢書

尊書有之候ハヽ

一昨朝庭ヨリ為来廿日ヨリ由緒被仰出ハヽ大半又ハ

有之候ハヽ定ヘ不審令迷惑ハヽ○下異

三月十三日　　花ハヽふるゆ

本能寺文書　来

方策米若種度ヨリ之ヲ者ヲ不由所者ヲ之一

切宿ヲ下仕ハヽ若於遠背ヲ之ヲ者ヲ必ス成敗ハヽ

ヽ為之

三月十五日　　秀信隆　花押

本信隆日

右之通法印様ハヽ拝ハヽ下ハヽ為命ヲ之時其之

寺也

金之陀花押　○以下五十二名連署之

妙法院文書　来

紙　大閤異國進貢ヲ所事後条十四日辛丑日

之伴信可被始行者賢延命大法ヲ之有条件ヲ由

天氣不ハヽ快ハヽ此ヲ之今ヲ入城法院宮殿御祈

願如件

六月一日　　右大臣　賴宣　ヲ

大納言俊[illegible]

多賀神社文書

[illegible]陣[illegible]

[illegible]悦[illegible]以[illegible]長[illegible]大[illegible]

七月二日　秀吉朱印

多賀[illegible]

中川精一郎文書　丹波

来三月大閤[illegible]方[illegible]

[illegible]去年四月[illegible]五[illegible]條[illegible]

名護屋[illegible]陣[illegible]

[illegible]

[illegible]小[illegible]

[illegible]年[illegible]

月[illegible]名護屋[illegible]

[illegible]

代[illegible]

文[illegible]二年四月[illegible]　秀次朱印

中川小[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]文書[illegible]知

[illegible]谷[illegible]孫五郎[illegible]

[illegible]陣[illegible]

[illegible]知[illegible]言上[illegible]

一都し兵粮を穿鑿仕そうせい松浦殿へ成兵粮を成越
四月十一日より伊豆い浦
賀守江相見孫五郎可申言上
事
一釜山浦し清兵粮武山城と
八日城色中○而つ
而此不世中後成をつるき
粮而は由ドは又高麗源海
河而此麗ヶ山せ右し日限
日浦ドやは城迄ついけさき
由者粮而者存おれるいまん
ぜい松浦殿へそ
成兵粮を成越
事
此麗ヶ日五日迄
ド川と分る船に
の伊人数とるい
伊分は伊人数を
内と先と而ド
十日迄せ自
迄ゑるる言

上事
一金海迄麗ヶ成船し後者と
二隠不見申て中分は城
二八手原出来りて上を
陣屋は日兵粮つきドは
と日五日成三日も日数成
義出仕は来其後迄
一有南國成船付と海場は
而は而は城とよと社
八立毛付り乙亦れさせら
渡れ新せ越度松
麦ゑる一旦麦
城麦も新成
麦ドい仕寄
了せめドいい
乃ち中分事
は以て兵粮
分さきドは
船は後七何分義

佐竹義人百騎ハ沼尻ニ而年内陣ス
城廻リハ移ニと事無
一敵ハ信濃ニ一ヶ所佐竹義宇都宮
人数数ハ一不二引ハ也ハ也ハ三ヶ所
城毛利秀元ハ一番ニ角川出羽集兵庫以二
ヶ所伊達民部一ヶ所不出也ハ事
一土佐ハ淀殿ハ関ヶ大山ニ峠ハ也ニ者ハ
ヶ条上造ハ伊賀ハ中ハ伊賀ハ城ハ
者ハ
れハ出也人数ハ家ハ為ニ計潮ハ人
数ハ三稜ニ西橋ハ也ハ也ハ事

一伊達ハ人数ハ在家中ハ大阪人数ハ何也ハ
ハ計果ハ下ハ来ハ
ハ為ハ為ハ

三月三日

一信田ハ方ハ
二毛利ハ方ハ
ハ為ハ清正
清正ハ家ハ
秀頼ハ方ハ西郷
ハ毛利ハ
信濃ハ家ハ

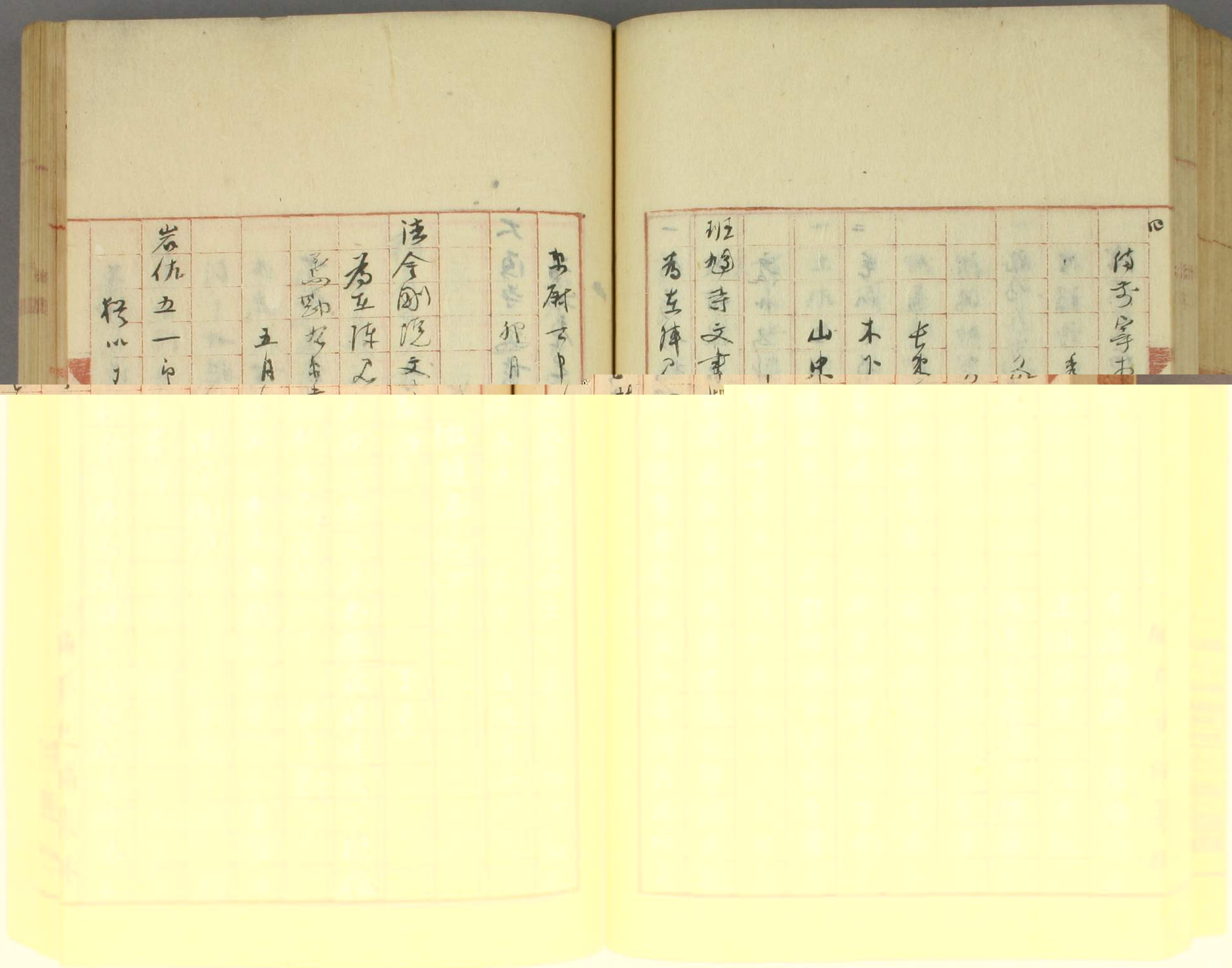

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

木下

山中

班婕妤詩文書畫

右生徒[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

上様へ御祈願の為上ら[illegible]一位法仕合よ
て以祈願の為[illegible]次ゝ法源ゝ法[illegible]
ゝ世間ゝ清[illegible]ゝ別[illegible]ゝ世間ゝ[illegible]
法使者の為[illegible]小供又[illegible]久有り[illegible]ゝ多国五
十正[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

大柏寺九下

五月廿日　吉良

上高中[illegible]

大原寺文書

[illegible]大原之西谷[illegible]益[illegible]二ヶ寺[illegible]心ゝ被仕

思食ゝ当稲葉兵庫殿ゝ[illegible]

五月十三日　朱印　[illegible]

遍照光院

稱名寺文書　法貨

為[illegible]遍見西河会[illegible]ゝ[illegible]被[illegible]ゝ[illegible]

稲葉兵庫殿ゝ[illegible]

六月五日　[illegible]吉朱印

稱名寺

岩佐伍一郎文書　京上京保管文書

為[illegible]遍見[illegible]年[illegible]生[illegible]ゝ[illegible]

誠到来恒無容易高麗國之事敷至神妙乎海外
作外國〻〻之事代代之中之事者大唐
〻〻之都而之作者之事大唐之事未下
者〻〻之中民部法令〻〻作者〻〻
六月八日　牛尼　寺元

上東門中

同文書

為唐信之文殊恒三十如來之恒為仏言葉〻
俱〻〻〻仏〻〻〻

[illegible]寺文書 示

為[illegible]庵[illegible]生殺米[illegible]子二[illegible]紙[illegible]收

[illegible]所[illegible]寺[illegible]朝鮮國[illegible]

[illegible]之勢[illegible]庵[illegible]之[illegible]民[illegible]之法平[illegible]

[illegible]通[illegible]下[illegible]

六月十五日　[illegible]朱印

[illegible]寺

成[illegible]寺文書 示

為[illegible]庵[illegible]寺[illegible]

[illegible]之[illegible]收[illegible]

六月十六日　[illegible]朱印

班[illegible]寺文書 指[illegible]

為[illegible]庵[illegible]寺[illegible]

[illegible]庵[illegible]寺[illegible]

六月十九日　[illegible]朱印

[illegible]寺

本[illegible]寺文書 示

為[illegible]庵[illegible]五[illegible]紙[illegible]收[illegible]

七月七日　[illegible]朱印

[illegible]寺

杉原邦紀文書 京

[illegible]

[illegible]

七月十二日　秀吉朱印

杉原中

江藤正澄文書 孫 京

[illegible]

三千石、[illegible]

何[illegible]

文禄三年甲午年

伯爵家蔵

京立写ニシテ
且文体亦何概ネリ

八月九日　毛利家文書

[illegible]

小早川長久文書 京

毛利右京大夫殿　秀元感状

今度漢南李如松郎頭京郎右將軍引率百万騎之軍兵朝鮮為救急難彼地令出張者及数戦体軍勢用意騎動許容国々厳其方為之聚桃令戦即時切崩唐人首三万八千餘討捕唐人則北[illegible]山迄追伐中仍[illegible]所注進之趣被聞召届如

毛利家文書

小石川吉川之系図不古今之通例武家之始于
今仰其方祈毋寄年下知者比類無比之
二蔵山加為之外親戚之仰我後世救百之軍勢
引出為之御親戚仰所以御之御物語
為銀官位之被加御免或成仕
文禄四年二月廿八日　御朱印
毛利右京大夫殿

神谷宗三文書　箱書

　　横

今度大明国出兵庭小倉国之海左衛門尉軍

勢陸路之左之地下人乃性不分之内於今逃散
之者為之宿之町衆之内車商賈之仕自然
体取住還諸人或押買押賣或乱妨狼藉之為
一諸国之御儀御方之法度之法度
罰之心

天正廿年四月五日　秀吉朱印
（文禄元年十月）

石田治部三成之書状

為ト申ハ為ハ長逗留之日也
定後ハ　為ハ

宮内庁書陵部

一当年八太閤様ノ御座ヘハ市延トハ小原原ハ由
始関東ハ八王寺迄ハ唐人ハ京ヘ上ル者当年ハ唐ヘ帰
ヒハ生ル日本国ヘ流行一人生残海ヲ
一言葉数ヲ書ル数ヲ言葉ハ有ル大ハ
ヲ以ヒ言ヒ通シ果レ者ハ一国平
均ニ世ヒハ大唐ヘ陸地つゝきハ由ト聞ク
聖人ヲ矣ヲ有ル及ヒ
一南月末ノ事始ヘ迄ハ馬ヲ反物ヲ
言通シ有ル者国ヘ帰ル者ハ遣ハ我ハ
帰国ヲ申刻ヲ

本書彩色本
幕別存

一牛馬ヲ世ヲ有ル者ハ出ル
牛馬数ヲ出ル天下ヲ治サヲ
ヒ当年中ニ有ル人ハ申ル
二月十七日
九鬼隆然文書
相遇シ後九百シ事力達大将軍不為渡日本而
還京極甚可喜々我迄京之渡九鬼四郎兵衛之

是多穀平生亦亦世不忘

萬歷二十一年六月初四日朝鮮王子

加藤肥後守清正生擒朝鮮王子弟後擇倜廣

臨海君

之中令九鬼四郎兵衛尉藤原廣隆衛護之及

錢別之時裁斯玉章以與準寶千貫一遍と言

ふ

唐七剃達 橋提格井鐘 信尹爽著之

作嬉會

一文禄年中御上洛之時武藤右衛門尉と申し仕寄有りの美濃

守と申すこおよりの城主と申し仕寄有りの美濃

守書付を以て申上ける事

一中納言殿にて仕寄美濃守申上ける

ハ三百石下の分代官より五石と仕る五百石

より一廻り代官より上

一今まで人にせられざる

ハ一人も中納言殿御

井殿様まで八幡大菩

薩

彰考館

一 [illegible]に上下せこ当番[illegible]時分をとりあ
[illegible]よごしかゝるゆゑかゝる者こゝにてと
成処る

一 [illegible]物[illegible]御用仕者但[illegible]糸組中として穿鑿[illegible]
元てひいきゝ[illegible]撰[illegible]を仕[illegible]りて止かせ[illegible]
中[illegible]こゝ[illegible]

一 内[illegible]武者[illegible]て我[illegible]つきゝ
[illegible]物[illegible]

一 法[illegible]頭[illegible]中[illegible]法[illegible]
次[illegible]法[illegible]

[illegible]法一[illegible]の御[illegible]武者
[illegible]にて[illegible]

一 何方に法[illegible]
下人を一人[illegible]者[illegible]
[illegible]
[illegible]武[illegible]
入物[illegible]
扶屋にかきらす[illegible]
文の[illegible]
[illegible]

修史館

[illegible]

一下[illegible]

[illegible]

一小[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

清西 [illegible]

九月二日

九月四日ヨリ清ラク

雨四五日右ノ通リ

南山今日ニ大樹ノ加賀ノ屋敷ヲ見物ス

ヤ[illegible]ヤ[illegible]ヤ[illegible]

修史館

[illegible]

[illegible]

九鬼四郎兵衛

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二十枚至上仕候由申上候ニ付
為御上ゲ申候ニ付吉井三ヶ村ハ
〆ニて御渡ス筈ニ相成候ニ付自然
遠ぐの場ニ国元ニ婦子同年之外大変ニ成候
方ハ銭子百九十貫目程ニ付
廿枚ニ付金壱両ニ相成候
廿四五十人ニ成候ニ付
小林ニ仕候ハ行届ニ成
ニ成候ニ付命令を加候ニ付国
王ニ成方ニ寄ニ寄ニ定額ニ成候ハ義許隣の
方ニ有之ニ付いく分ニ成候ハ
ハ銭ニ成候ハ

作文會

ニ成候ニ付御渡ス
銭子弁ニ
七月廿三日　清水　右郎

乗せて下さるべく

書状拝見
一ハ先ず恵い申ス玉物ハ
一唐人立帰ニ付無延ニ成候ニ
一跡ハ成廿枚ニ通信迷惑ニ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

修史館

一きうと成て為主造之事ハ文政卜年
まで毛無之ハ格と格を入れ先ゝ手機
見事成ハ格て

七月廿七日　清正　花押

九兵衛ゟ庄屋ゟ加藤主殿

御文矢

表御ゟ右百姓ハ迷惑ニ廿ハ迷惑ニ
くせぐ人数ゟ百人ハ大ゟき而ハ

彰建館

一　一

格ゟ
ゟ
ゟ

一 拝出御兵粮押之儀左之通
一 爰許一隊之勢繰下西郷小弥太
一 久慢者ども引
一 父子之方へ西郷吉之助使二三度差遣
一 出之旨仰付之旨ども
一 角之人ども引
一 者ども
一 右一隊之勢ハ鴻加藤城ニ詰
一 暗く成ハ陣を敵ハ
一 而納之上出張之者ハ成所ハ中ハ形勢ニ応ず

一 清方五郎ども百姓共出張之儀府内
一 機之者ども
一 清正小者一隊ハ宮城
一 寺之光源寺ハ又
一 寺ハ
一 寺ハ
一 寺ハ
一 寺ハ
一 寺ハ
一 寺ハ
一 寺ハ
一 寺ハ
一 寺ハ
一 寺ハ

十月廿七

清正 花押

修史館

[illegible]

[illegible]

[illegible]

〜いまた城をも拾分ニ上ケ物ニ人数
を寄ス百姓共ハ木ハ切ス迯ル
ヲ幸ヒ城ニ籠ル敵ハ城ヲ取ル
事ハ城ニ籠ニ拾分ニ〜辛あけ〜又ハ比
方より数万ヲ近カ〜いかゝ物ヲ
ヲ焼ハ焼ヲ

兵粮ニ而ハ迯さらるゝ物ニ〜ふる
ニ出ものハ〜ふるい米迯
ヲ取ル出ル一ハ〜ハ〜一
事ハ〜ハ〜ハ〜今

以ハ自分ハ城ヲ拾人ハ彼
御ヲ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜
ニ分変ニ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜
百姓ヲ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜
辛ク出ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜
先吉州ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜
山陰ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜
自ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜
ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜
概ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ〜

二体さ[illegible]
ながおいみいけなけれどもふのもの[illegible]
[illegible]
[illegible]
一兵粮[illegible]
いまも年内[illegible]
[illegible]
一[illegible]
[illegible]
[illegible]

門[illegible]
[illegible]
[illegible]
一[illegible]
[illegible]
[illegible]
仕[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

前田家所蔵文書

爰元為見回去月十八日ニ伝城ヶ谷ニ三日迄
伝為可申達旨平ニ伝使ニ伝和ヶ浦ニ
一 数解表ニ成去伝唐人数万騎ニ出伝味方諸城
一 立結ニ処ニ城際迄一戦味方得勝利即
為二万五千宋者討捕晋州川惣迄伝討捕ヶ
知貫教仕合ニ成ヶ条ニ及ヶ諸城立結ハ
故実明ヶ仍為波教平均迄ヶ諸物ハ仍和ヶ条ニ
ニ月ニ伝ヶ心ヶ
一 元元為家ニ面作ニ 秀頼孫 内馬英ニ

十月朔日 清正 花押

九月四日ニ成
重四五下ニ成
井上大ヶ

大英国ヨリ二ハ事

一右之仕合ニハ日本国之発上繁盛相成ヲ

願ハ[illegible]

十一月三日

右法印

三浦光和

西川速水[illegible]

[illegible]

上

齋藤運太郎文書之体

右後ヲ

信直

為入ヲ[illegible]筑前[illegible]

四月三日[illegible]

海[illegible]若[illegible]

[illegible]九郎[illegible]用心[illegible]

[illegible]

[illegible]九郎[illegible]

[illegible]

修史館

高麗[illegible]て人[illegible]
下[illegible]をめいし[illegible]
[illegible]けんこ[illegible]
[illegible]い日出[illegible]

三月十三日　信重　[illegible]

大善寺文書　甲斐

[illegible]
[illegible]
[illegible]

作成館

[illegible]

五月廿七日

[illegible]

[illegible]

[illegible]山

大善寺　法[illegible]

伊達宗基文書　蔚山

[illegible]
[illegible]
[illegible]

史料館

作成館

[illegible]元元万事[illegible]入[illegible]成[illegible]
[illegible]

[illegible]

○文部二年[illegible]

[illegible]

同日

[illegible]

同日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

同日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

通ちらくのこゝやうをるくしてつき
んうへ〳〵はちうしあつて
をすこと勅使○こゝやこつきをうと
ハをるこん
一うちらいへのくをかちらしてあつ國のう
ちかくをきちをせあつくてあるせをされて
るをちうん志ふ〳〵そちうちらい
とゝこうをハちうしもをきをへて
一ゑんこのやうを
をきこゝを

志ゑつゑ六
うちらいをおくハやうをちをきる
〳〵代方へ
一本村ハちら
ををしめかを川けいおのちやくるこを
ををしめかを川けいおのちやくるこを
ををしめかを川けいおのちやくるこを

作現館

[illegible]くあるまきしきとり
一ゑんあるさるの方上をらんしそも
おのゝうるさしもあまに我っと
とありよ〇とそ又いまいちんさい〇
りゝもあき　侍　やうこがたきもを
ゝとゝくとあるせあまきしをきゝて　倒カ　そつく
の山のあゝもそいのうをうきこあゝさ
きをあるひをおのゝあゝせ
一るれらとういのあゝさゝもふくいひさと
のゝいるをゝもうらいのゝとゝ一不ニ

あるまゝそゝとゝんまいふくゝらく人ゝあこ
ゝいゝすこあいるゝあゝゝゝら
ゝゝくゝ四はこゝゝゝゝ月ニ中ゝゝい
一をいゝゝゝしあゝれゝゝゝゝゝゝあの
ちのうゝこいま一と家上のゝをふゝゝる
いゝゝを一をいのゝゝゝい
一ニさ四ゝ六月さりのゝゝゝ山上海をゝ
一ゝ人中をさ四ゝへゝゝゝんのゝをあゝれゝ
一ゝゝゝゝさ四ゝゝゝありせゝつけゝゝゝゝゝ
ゝゝもけゝゝてゝとゝてゝつゝいをこ

參文館

しゝ一ゝそのときにられうゝゝらるゝい
りこハふきこもりの我れも世をの金をと
つけゝゆてゝ国へゝたうをつゝいハ
ゝんるゆあうゝゝゝゝいゝらゝりゝし
ゝあゝれゝゝさゆゝこゝんゝ
一ゝゝゝうゝゝゝうゝゝゝゝ

作現館

参史館

中島信成文書　伊達宗基家扶

明治十年代行方不明となる信成の
行方を探索し帰京を命ずる
五月十日

齋藤文書 陸前

[illegible]

[illegible]

[illegible]

宮部文七

[illegible]

一部右之大夫

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

石田図書之助

一当年ハ大閤様ノ仕唐入ハ相延ル家康様ノ御軍勢
ハ唐ニ渡ル事ハ当年ハ唐入ハ遠ニ成ル其外日
本ヨリ諸侍一人参陣仕ル

一言葉ハ新ク成ル事ハ言葉ハ大ク
ゼンゼンと過ル事ハ果ル事ハ大唐ハ陸地ハ
ヲ矢ハ下ル事ハ言葉人

一南蛮ハ事ハ唐ニハ入馬ハ唐様ハ其通
ハ左ハ乗ル国ハ我ハ御通ル

一牛ハ国ハ其外ハ

生田様御代官所天下之百姓サメニハ其分ニテ
高年貢ニ不可成ヶ様ニ可申渡ス

八月十七日

生田万様

南部晋文書 近江

長濱村忠右衛門拾貫目ノ事

右内拾八人者ノ百姓ハ唐人ニ為市用被仰付
也

内訳人ニ付たのかゝ拾ハ
ノ拾二人者 不無出ス

[illegible]

[illegible]

石川久五郎
[illegible]

毛利家文書

早川主馬頭

五月

廣く乗れ物子ども侍ども書子ニ到人ふち
ゟ出ス ふちゟ船ニ上ニ 拾石 中ニ八石下
ニ 石ゟ出ス

宮部継吉文書

岩手

秀吉朱印

三月十三日

官兵アの備ヲ
事乗ヲ
本下ノ
命ヲ
指定の

宮城文書

[illegible]大天子[illegible]
不見ヲ正出ノ伏ニ通ヲ果ニ通ヲ[illegible]人
数ヲ[illegible]者ハ先ヲ[illegible]又ハ鉄砲[illegible]
正義ヲ右住金曲言ニ思合ヲ注並彼者文[illegible]
正立ヲ討死ヲ第小ヲ乗ヲ後ハ乗
ヲ[illegible]ヲ向後人数[illegible]仕ヲ果ヲ
設ヲ[illegible]ヲ[illegible]二月ヲ
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ
[illegible]動ヲ[illegible]ヲ右 上[illegible]ヲ[illegible]ヲ
[illegible]

十二月[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]三月[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一二ノ儀伺ノ儀御命動仕候事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

梅沢文書 花後

[illegible]

[illegible]

[illegible]

文孫三郎八月廿八日

小野和泉守

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

文禄二年

[illegible]

二月十一日

中嶋伊勢守殿

政宗

大根文書

[illegible]

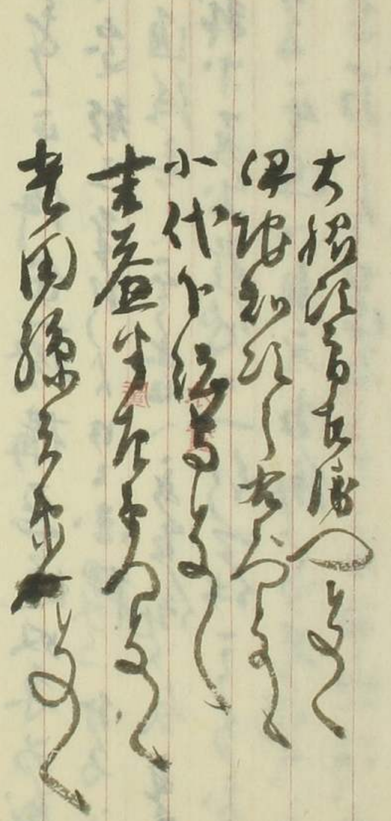

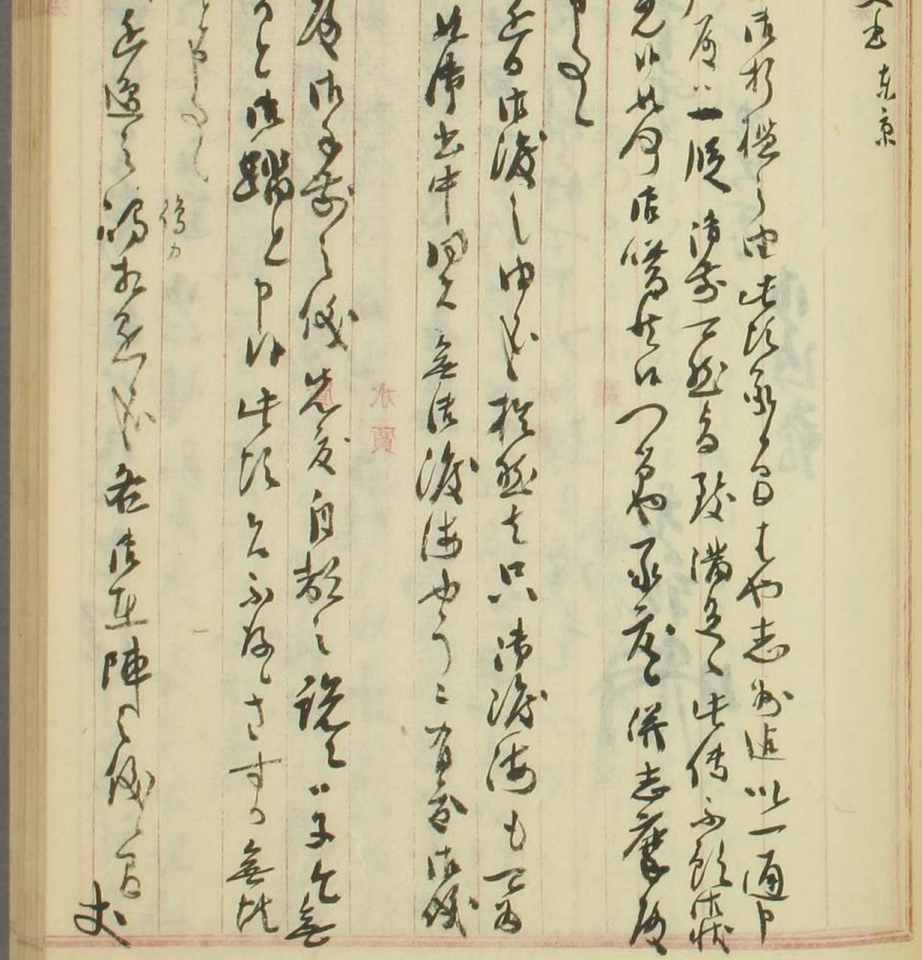

伊達文書

一 勅使を三人こゝへとゞまるさく日本にうつらいのゝやこゝをにけはいんとゝなるこゝきりのゝまゝなきるこゝにて今ゝまゝあつかいこゝおしてゝ勅使ゝ人をゝ一連うゝらいいのやこゝをゝるゝ〳〵ゝ引ゝてふさんゝいかゝはこゝゝあつこゝゝ

一 今ゝ者こゝ勅使□こゝやこゝつきゝ成ゝうゝこゝゝ者ゝこゝ

一 うゝらい〳〵の人をゝ引ゝてゝあゝ國のゝゝゝゝふくゝを者ゝゝ

一 ゝをゝ者ゝゝゝゝ

きまつ又六郎

くうらいこておくいやうをよいとしきろくはぢ
皮つかい
本村ひいちち　　きせい者五郎
をたしあかをりけいのちやくしゅとこそ雪
おくそうきろてまいくんをよんそそのかぼろ
引管本常をいやくをかいにけきまいめしく
もしかとかこりはさうかいまていこはきろ
りはそうしまたまくもようあるきもよん
あんこやうそのようあのよをそしんしそもおのくら
もそのさりついともあまい我ゝきおかすよ〇まそん
又いきいきんていいわしくくもあき　やうらこ改たき
子しあくはとんこおあせやきをきりそゾつくの
山のおかはそいのうちをうきくこあくしきそ移
うひをおのくおうちせ

れらとうひのまやあくそかしおくはいきるく
うろ移くもうらびのはうこ一不こあまりそそ又も
んまいおくるくんこ内ゆこそ沼すこあいおくり者あを
様直うらくいんし内はこゆはきくはくり心やまく
ゝとはうろふあうれくそうこそこていのち
のうちこいま一ともこのつちをあこやかいうちを主、
のうちこは
上さ屋いこりまのうちこは上海をそは
いへやまさんくうちんのやをあまあんてをうんさ
四ゝうおをせろけはようふ沼もそもけうて
はうそのをつひをこーはゆこうまうれくう
うんはこうここはふ玉はこ玉はは我おしはを金
をろけはやうくく玉へくくうたうをうはいはんゆ
ゆうんくうこはうこはうこひはいふ沼あうれくさやう
はへうし

一　其元ニ而ハ一方ニ而ハ一方ニ而ハ一方

大閤様御朱印

一此寺領之儀ハ
一此寺領之儀ハ
一此寺領之儀ハ
一此寺領之儀ハ
一此寺領之儀ハ
一此寺領之儀ハ
一此寺領之儀ハ
一此寺領之儀ハ
一此寺領之儀ハ

一 庫のかは　　拾まい
一 あうまい　高　くくりのかけも　三ッ
　　ヒ上
　小波ふさ　ゆくりんもくりゑ　ようあんもの　ゆく
一 ほ　高　くくりゑ　ほこうちも
一 高　くくりゑ　ほうもも
一 高ぎんのもんゑ　ほこりさも
一 おくりゑ　ほれもんかうう　ほしくも
　　ほれもあるも
　　ほあつさ
　　三十

一 きくも
一 金のいかくも
一 ちんかう
一 ゆ
一 きも

ヒ上

文弘　三年　丁酉

一 こるまい
二 ちう
一 あう
三 るも
百 ちん

代見五位書付ゟ

一四ツ五百八十八人
一四ツ五百人
一三ツ八十三人
一ツ三百七十七人
一三百七十人
一ツ三百十三人
一七百五十人
一七百七十五人
一五百人
一ツ五百人

人数

羽柴三尾守殿
中村式部少輔
堀尾帯刀
山田弥右衛門
打下石見守
一柳隠岐守
東
藤堂佐渡守
木下左衛門
日根野備中守
田中兵部大輔

一二万五千人
一万八千人
一万七人
合三万六千七人

和州高市郡内

一三百人
一八百人
一五千人
一三千人
一千二百人
一千八百人
一七百八十人

山口郡
為替書付
清地大領助

大和国
坪笑村長
羽柴吉田村後
中村郡戸数
山内郡二百
堺尾常戸
淀川左岸

一三百六十人
一千六百人
一六千人
一千五百人
一千三百人

合三万五千人

右書付写相違無

七月十七日

美吉
朱印

松下石見守
田中兵部大輔
羽柴北庄侍従
溝口伯耆守
村上周防守

前田、、、、

清国言行
太閤様之義ハ唐様ハ
ハ之義ハ毎ハ私ニ之ヲ
積ハ四月十日ノ家ニ名護屋
経ル之由ニ聞ハ
御ハ之ヲ
御ハ之ヲ
ハ之ヲ
ハ之ヲ

十二月廿五日

毛束大蔵大輔
藤右衛志広
木下業
吉清

弱井中務少輔

前ニ〻〻

為御意ヲ以大和行鉦陰の法事ニ付而ハ出雲人参勤ニ付而ハ
家法国ニ而ハ御ゆるし出雲人参勤ニ付而ハ
庫ヲ人〻ニ又慶長ニ〻ハ
出庫ヲ〻〻ニ〻〻ニ〻〻ニ〻〻
ヲ〻〻ニ〻〻ニ〻〻ニ〻〻
此由ニ〻〻ニ〻〻ニ〻〻

弱井中務少輔

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

寺院庫
寺院庫
寺院庫

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一お寺法度覚　花仕出ス事
附言上双方ふ意理解無
故ニ付ハ法度之儀ニ
一百姓互ニ申候共
ふ事ハ出ス事
為ニ
其双方申ニ
下ル
文保二年三月廿六

開基人名
宗旨
格式
所在
末寺
山
寺院

法性法正

為七法源

法性中務

寺院

山

寺格

所在　坪数

寺格

末寺

開基人名

宗旨

格式

山

寺院

加賀屋弥五

麦　平左衛門

村上助左衛門

東山小夏左

猛内　安房

杉谷伝十郎

東山小伝次郎

九鬼大隅守

前

[illegible]

[illegible]

一[illegible]二[illegible]中[illegible]

一[illegible]

一小而し釜山浦迄[illegible]

[illegible]

一法華経并西住房ゟ
被仰付候
二月九日

吉祥丸

[illegible]

前田[illegible]

[illegible]
文永二年四月　日

[illegible]

一武蔵国秩父郡妙法山報恩寺
[illegible]
[illegible]
一天正十八年庚寅[illegible]
[illegible]
[illegible]

末寺帳

開基平貞

開基人名

宗派　禅宗

格式　平僧

山

末寺帳

開基平貞

開基人名

宗派　禅宗

格式　平僧

山

末寺帳

開基平貞

開基人名

宗派　禅宗

格式　平僧

山

末寺帳

開基平貞

開基人名

宗派　禅宗

格式　平僧

山

末寺調

開基年月

開基人名

宗旨

宗派

祖師

寺格

山

寺院坊庵

末寺調

開基年月

開基人名

宗旨

宗派

祖師

寺格

山

寺院坊庵

末寺調

一七ヶ寺

一ヶ寺

一三ヶ寺

一三ヶ寺

一三ヶ寺

一ヶ寺

一五ヶ寺

一五ヶ寺

一三ヶ寺

寺格

寺院坊庵

現在坪数

山

寺院坊庵

寺格

寺院坊庵

山

寺院坊庵

一三ノ五百人
一二ノ千人
一六百人
一四百人
一三百人
一百ノ千人
一百ノ六十人
一八十人
一百ノ千人
一百ノ千人
一百ノ千人

中川内兵衛
戸田民部内
[illegible]
牧村兵部内
[illegible]
水谷伯耆内
高田孝助
為重
太田小源五
[illegible]
古田兵部内
新庄新左

一百人
一百五人
一十人
一八拾人
合三百七十人
[illegible]

加賀宇右衛門
[illegible]
[illegible]
大谷刑部内
油利五人宛

一三百人
一四百人
一百人
一二百人
一三百人
合二万五百人

[illegible]
[illegible]
[illegible]

二万五千人
少上
右給料米一組并兵粮米
押へこれを者給米米
但かゝ米れ〇のもとに城を
右同一組之内をもつて
古城にてすてられる
一四千五百人
一三千五百人
一千五百人
一千三百人
一千五百人
一五百人
合三万五千五百人
羽柴兵部少輔
秀吉
羽柴筑前守
秀長
羽柴兵部大輔
大村新八郎
合七千五百人

一七千人
一八千人
一五百人
合三万五千五百人
一三千人
一四千人
合七千五百人
一千三百人
一七千人
一千三百人
加藤主計頭
陽春加賀守
右良家内大膳
羽柴甲州
羽柴兵部少輔
毛利三郎
羽柴薩摩守
高橋九郎
桂月
伊藤右衛門尉
後藤又兵衛

金九千六百人
一七千人
一千人
一五百人
一六百人
金壱万八百人
板倉内匠頭殿
戸田氏鉄殿
[illegible]
一四千九百人
羽柴筑前守殿
羽柴大和守殿
羽柴和泉守殿
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一六千人
一千人
一三百人
一五百人
一弐百人
金壱万二千六百人
内藤紀伊守殿
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]釜山浦に[illegible]
一[illegible]人
一[illegible]人
一五[illegible]人
一[illegible]五拾人
一五[illegible]人
一五[illegible]人
一[illegible]五拾人
一五[illegible]人
一九[illegible]人
一[illegible]五[illegible]人
一[illegible]人

[illegible]城に立[illegible]
[illegible]兵[illegible]が城
[illegible]
[illegible]
[illegible]

女人
五女人
男五拾人
百五拾人
七百人
四百人
就女人
六百人
合八女幼百五拾人
七百人
二百人
百七拾人
合女七拾人

咸昌院
金海城
平安道
金海城

陽徒中婆女性
分定左馬助
事奇
麥 平安道府
幸山小麥右
同 小麥
移者侍之中
羽生之土佐守定
城内書房者

開基人名

幸井新助者
年五拾
金海城
正月之馬頭

寺院名
開基人名
取扱人数
宗派
寺格
末寺数
開基平民
開基人名
宗派
寺格
宗旨
山

本寺之高田大安寺末
ひ之寺侯長敬寺相之
文祿弐年二月十日

秀吉
朱印

金海城内侍者人。

前……事申渡

[illegible]

太良城[illegible]

[illegible]

平城[illegible]

[illegible]

[illegible]

田中四十九反
[illegible]

末寺詞

開基年月

開基人名

宗旨

檀那寺

山

前[illegible]

殿下御用之事[illegible]

一[illegible]

一人扶三万[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 北[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

行事ハ
一丹波中納言殿ハ
来年八月ハ
[illegible]
一吉兵衛殿ハ
迄ハ
一大唐船ハ
年ハ
[illegible]
一大唐南日本
四百ヶ
[illegible]

一日本寄港成者宮八條殿何
一吉兵衛殿ハ
一長崎ハ
武州
一吉兵衛殿ハ
一平戸
一民部殿ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一清水ノ通ハ百姓[illegible]

[illegible]

一清水ノ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一清津へ[illegible]

[illegible]

一清津へ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]　七丁
[illegible]　七丁
[illegible]　七丁
さいとうまち　七丁
いろはたまち　七丁
[illegible]　七丁
くかまち　七丁
[illegible]　七丁
[illegible]　七丁
[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

傳ヒ

一 唐入小付の時、中納言殿小者あるべしとて、[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

天正廿五酉年

[illegible]

[illegible]

揖宮文書

[illegible]

高麗ニ成候ハ[illegible]江南高麗人数[illegible]
[illegible]内新法と云者ハ[illegible]
成成ル下旬[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

雜項

物產

名勝

遺蹟

水質

河川圖、長

狀況

寫眞

河渠

寺院
坊庵

山

所在

坪數

寺格

宗派

開基人名

創建年代

沿革

末寺

開基年代

開基人名

用基人名

宗派

寺格

沿革

寺院
坊庵

山

所在

坪數

寺格

宗派

開基人名

創建年代

沿革

末寺

開基年代

開基人名

用基人名

宗派

寺格

沿革

寺院
坊庵

山

末寺帳
開基平氏名
開基人名
宗旨　浄土
開山　浄土

末寺帳
開基平氏名
開基人名
宗旨　浄土
開山　浄土

古文書　紙数漉書

青松文庫印蔵

[illegible]

[illegible]

[illegible]

五月吉

[illegible]

[illegible]

[illegible]

古文書錄 滝沢漫筆

妙興寺文書

大宮正天海行跡

仁科神明宮棟札

足利学校文書

筑紫宗 古文書 追加

東国文書 元後

一万田文書 典後

志賀郡文書

飯田文書

相国文書

阿波国文書 三好

真壁長岡

宝珠山神龍寺

芹沢氏

上杉長年寺古文書

榛名山古文書 原写

長岡家古文書

宇都宮氏家蔵文書 名

佐八神主下野猫牛書翰

波輕文書

相国文書

石見国宮山村柳井

水賣

水賣

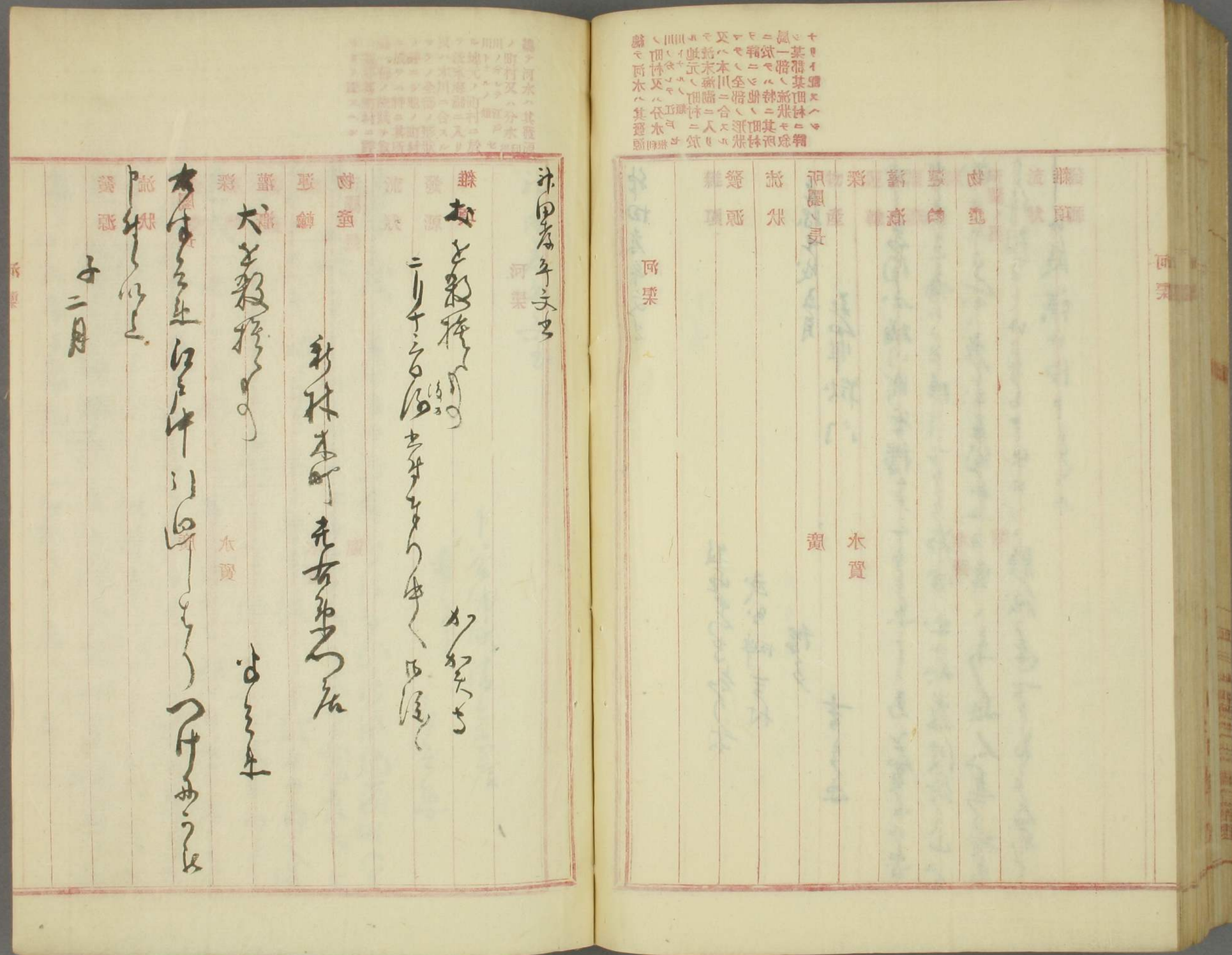

水賀

河渠

水賀

河渠

水賀

河渠

水賀
賀

下谷本町清兵衛
寄こし　　元之助

此者儀去月七日の夜者とたるゝ神田旅籠町ゟ
連ゟ出ようとなる大坂屋五郎兵衛方ゟ
丹吉方ゟ出ようとなる大坂屋五郎兵衛方ゟ
ちらし一ツとなる程ゟ出ようとなる大坂屋
走大一通ゟとれゟ本ゟ疑ゟ出ようとなる
ゟ仕使ゟ出ようとなる逆金
彼ゟ出ようとなる通ゟ相違ゟ
事ゟ出ようとなる怪我ゟ持
ゟ出ようとなる

雜項

物產

夏秋蚕

養蜂

漁業

水産

長崎縣管轄

沿革

戸數

人口

漁業

漁獲高